

## ○浅麓環境施設組合職員の分限に関する規則

昭和41年4月1日

規則第3号

改正 昭和57年10月1日規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、職員の分限に関する条例（昭和41年条例第10号）第5条の規定に基づき、その実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 条例第2条第1項の規定による診断を行なう医師には国家公務員、又は地方公務員である医師を指定するものとする。ただし、特別の事由があるときは病院その他の医師を指定することができる。

(医師の診断)

第3条 任命権者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項第1号に該当する場合における休職の期間が6月を超えるものであるときは、6月ごとにその指定する医師に休職者を診断させその結果を徴しておかなければならない。

2 任命権者は、法第28条第2項第1号に該当するものとして、休職を命じた者を条例第3条第2項の規定により復職させるには、その指定する医師に休職者を診断させその結果に基かなければならない。

3 前項の場合における医師の指定については前条の規定を準用する。

(分限に関する処分の報告)

第4条 任命権者は、職員の意に反する免職、又は休職の処分を行ったときは、その旨を組合長に報告するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。